

エレベーター緊急備品キャビネット運用要領

1. 目的

災害発生時等の停電により停止したエレベーターの内に閉じ込められた者が、救助されるまでの間に利用できる緊急時用の備品を収納した「緊急備品キャビネット」を設置したことに伴い、装備品の安全を保ち利用者の便を図ることを目的にこの要領を定める。

2. 日常の点検方法

2-1. 自主防災会役員の役割

エレベーターを日常的に使用する4号棟・5号棟・6号棟、及び7号棟の自主防災会役員（管理組合理事、町内会役員）は、「緊急備品キャビネット」の扉が開いている等の異常がないことを確認する。

2-2. 異常発見時の対応

「緊急備品キャビネット」の異常を発見した自主防災会役員は、防災専門委員会委員長又は管理組合理事長に可及的速やかに連絡する。

2-3. 異常に対する処置

自主防災役員から異常の報告を受けた防災専門委員会委員長又は管理組合理事長は、可能な限り異常発生状況を把握し、東急コミュニティーに復旧の手配を依頼する。

3. 緊急備品の定期点検

3-1. 定期点検

緊急備品の維持管理は、毎年度の管理組合理事の交代時に、町内会役員を加えた新規の自主防災会役員に対する施設の紹介を兼ねて、「緊急備品キャビネット」を開いて緊急備品の点検をする。

3-2. 緊急備品の交換と補充

緊急備品は原則として別表「エレベーター緊急備品キャビネット装備品表」に記載の品目に統一して、品質と保存年限を平準化する。更に、定期点検時に期限切れになっている食品と電池を入れ替える。

保存期限付きの食品と電池は、次の通りである。

- | | |
|-----------------|-------------|
| ① フリーズドライビスケット | : 製造日から7年間 |
| ② 飲料水（ペットボトル入り） | : 製造日から5年間 |
| ③ 電池（EVOLTA） | : 製造日から10年間 |

3-3. 封印シール

キャビネット扉の前面に、新たな封印年月日を記入した封印シールを改めて貼付する。

4. 本要領に明示されていない要領や手順について

本要領に明示されていない要領や手順については、防災専門委員会の提案と理事会の協議により定める。

別表

エレベーター緊急備品キャビネット装備品表

No.	品 名	数量	備 考
1	フリーズドライビスケット「プレーン」	3	製造日から未開封で7年間保存可能
2	リバーシブル・アルミブランケット	2	保温と遮熱
3	ポケットティッシュ	3	
4	LED式ライト	1	E V O L T A電池で70時間連続使用可能
5	単3形乾電池（E V O L T A）	3	製造から10年間保存可能
6	救急医薬品セット	1	携帯ポーチ入り・応急用具7点セット
7	ホイッスル	1	
8	G o o dパック携帯トイレ	6	大×3個、小×3個 特殊ポリマーで漏れと臭いをカット
9	ミネラルウォーター（500m l）	3	5年間おいしく飲める 製造日から未開封で5年間保存可能

以 上

作成年月日： 2017年4月9日